

公募に関する質問と回答

	質問	回答
1 共通	申請者が競合しなかった場合や、応募数が予定数に達しなかった場合でも選定されない可能性があるか。	申請者が競合しなかった場合や、応募数が予定数に達しなかった場合においても、書類審査、現地確認、ヒアリング及び検討委員会における審査の結果によっては選定されないこともあります。
2 共通	今回の公募における申請整備数は要項内の整備数の範囲内であればよいか。	お見込みのとおりです。
3 共通	建設用地は、法人所有でなくてもよいか。	建設用地は、設置者(法人)が所有権を有していることを原則としますが、一定の条件を満たした場合に限り、賃借しても差し支えないものとします。 (主な条件) ・賃貸借契約期間を最低30年以上で設定すること。 ・賃料が定額であること。(土地評価額の上昇に伴う場合を除く)
4 共通	土地建物の所有について、法人の代表者個人の所有の場合は、法人が所有しているとみなされるか。	代表者個人の所有は法人の所有とみなすことはできません。この場合、設置者(法人)と代表者個人との間で長期の賃貸借契約を締結することが必要です。 なお、建物については法人が所有するものに限りです。
5 共通	土地の賃貸借契約書に地主の印鑑証明等添付する必要があるか。	印鑑証明等を添付する必要はありません。
6 共通	建設予定地は購入予定地でもよいか。可能な場合は、いつまでに購入手続きが完了していればよいか。	購入予定地でも申請は可能です。この場合には、売買契約締結に関する確約書又は合意書を添付してください。なお、建設予定地は原則自己所有であることを要件としていることから、選定後速やかに契約締結を行うよう努めてください。
7 共通	災害上の危険区域に指定されている場所は認めないとのことであったが、既存の施設を転換したい場合は、危険区域へ指定されていても差し支えないか？	新規の建設においては危険区域の指定がない安全な場所である必要がありますが、既存施設の一部を転換する場合は、応募申請時において提出いただく事業計画書において、災害上安全対策が具体的に検討されていることが前提条件であり、その内容についても選定の審査対象となります。
8 共通	設置建物は、法人所有でなくてもよいのか？	設置建物は、当該施設等の運営法人が所有権を有していることを必須とします。
9 共通	①建設予定地や新設予定建物以外の不動産と共同担保設定を行ってもよいのか。 ②建設予定地や新設予定建物に抵当権を設定する場合で、債務者を法人以外として問題ないか。	(補助金の交付を受ける場合) ①補助金の交付の目的に反するおそれがあるため認められません。 ②設置法人のみを債務者としてください。
10 共通	1ユニット10人以下で設計をしているが、全室個室でなく個室と多床室との併用でもよいか。	ユニット型の定義及びユニットケアの考え方を踏まえると、ユニット型と判断することはできませんので、従来型としての基準を満たすように計画してください。具体的な基準については市条例を参照してください。
11 共通	添付書類に、建築に係わる見積書(見積書は建物建築関係費の内訳がわかる程度のもので構わない)とあるが、どの程度の内容が必要か。	「電気設備工事一式」、「外溝工事一式」等大まかな内訳が確認できるもので構いません。それ以上の詳細な明細を記載する必要はありません。
12 共通	応募条件中、「過去に所轄庁の監査等において、重大な指摘事項がないこと」とあるが、重大な指摘事項とは具体的にどのような事項か。	指定の効力停止や指定取消し処分の対象となった事項とします。
13 共通	添付書類の融資証明書は、運営法人が借入する場合のみ必要という解釈でよいのか。	お見込みのとおりです。
14 共通	添付書類のうち、金融機関の融資証明書が提出期限までに間に合わないが、どうすればよいのか。	提出を約束する内容が記載された誓約書を提出することにより、受理することとします。なお、後日になっても融資証明書が提出されない場合は、融資証明書がないものとして審査いたします。
15 共通	法人設立前の場合、法人役員は今回の申請段階でどの程度まで決めておく必要があるか。	法人役員として就任することを確定させた上で、申請書に記載してください。なお、就任が確定しない法人役員については、申請書に記載しないでください。

16	共通	直近2箇年の法人全体と介護事業部門の決算状況について ①介護事業部門については、運営する介護保険事業所を介護事業部門と考えればよいか。 ②最新年度の決算の確定が5月下旬になるので、その頃に提出でよいか。申請時点で確定している直近2年度の決算でよいか。	①お見込みのとおりです。 ②申請時点で確定している直近2年度の決算状況を提出してください。
17	共通	運営事業一覧表に記載する内容は、事業計画説明書の法人沿革に記載した内容でよいか。	運営する介護保険サービス事業所等を全て記載してください。
18	共通	地域との関係について、「整備にあたって近隣住民の同意が得られ…」とあるが、同意については町内会の同意で良いのか、それとも隣接地の全住民の同意が必要なのか。	整備予定地周辺の実情を考慮し、施設の建設や運営が円滑に行われるために必要な同意を得よう努めてください。なお、事前の説明にあたっては、当該事業が希望者の中から選定されることから、事業化されない場合があることも必ず申し添えてください。
19	共通	地域住民への当該事業計画の説明について、公募選定が未定の状況で、どこまで説明する必要があるか。	特に地域住民の生活と密接に関連する事項を中心に説明する必要があると考えられますが、具体的な内容は周辺地域の実情や計画の内容に応じて、当該計画の選定の可否を問わず地域住民の同意が得られるとともに、選定された場合には、その運営が円滑に行われるものとなるよう検討してください。
20	共通	既存施設からの移行であるが、資金計画の記載が必要か。また、開設準備経費内訳の運転資金開設前3ヶ月とは、既存施設の運営経費でよいか。	計画内容に沿った資金計画を記載してください。 開設前の運転資金は、既存施設の運営経費を計上してください。
21	共通	既存施設からの移行であるが、申請書の着工年月日、事業開始年月日等は何を記載するのか。	選定された場合の、当該事業の開始予定月を記載してください。工事を伴わない場合は、着工年月等は記載不要です。
22	共通	既存施設からの移行であるが、公募申請書類で省略できる書類はあるか。	原則、全ての申請書類を提出してください。計画内容により不要となる書類は、その旨を申請時に申し出てください。
23	特養	申請時に、社会福祉法人の認可が確実に見込まれないと申請書の提出はできないのか。また、申請時に社会福祉法人が認可されていない場合、添付書類として定款を提出することができないが、それでもよいか。	社会福祉法人の認可が確実に見込まれるかどうかを確認の上、申請書をご提出ください。なお、定款は案のもので構いませんので申請書に添付してください。(選定を約束するものではありません。)
24	特養	ユニット型地域密着型特別養護老人ホームにおいて、廊下幅については、「1.5メートル以上(中廊下)にあっては、1.8メートル以上)とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。」とあるが、円滑な往来に支障が生じないと認められるケースはどのような場合か？	中廊下の幅については、基準上では入所者、従業者等がすれ違う際に支障が生じない場合を想定しています。具体的な構造については運営法人(現場の職員等)と意見を調整した上で、利用者等の往来における安全性や使いやすさを十分配慮した構造にしてください。
25	特養	広域型と地域密着型の特養を併設で建設予定ですが、管理部門(風除室、事務所、相談室)は共有で設置は可能か。	基準にない設備についての共有は可能ですが、基準に明示のある設備については必ず備えてください。
26	特養	地域密着型介護老人福祉施設の事業形態をサテライト型で計画しているが、本体施設(特養)との距離はどの程度であれば差し支えないか。	両施設が密接な連携を確保できる範囲内とすることが必要となりますが、通常の交通手段を利用して、概ね20分以内で移動できることを目安とします。
27	特養	既存のユニット型短期入所(29床以下)について、特養への転換は可能か。また、29床以下の多床室の短期入所の場合、特養への転換後も多床室で可能か。	いずれの提案も可能です。(選定を約束するものではありません。)
28	特養	敷地内にある従来型の特別養護老人ホームに接続してユニット型の特別養護老人ホーム棟を増築する場合、ユニット以外の施設・設備に関しては既存棟の施設・設備を利用(又は共有)するものとして構わないか。	ユニット以外の施設及び設備に関しては、既存棟の施設及び設備を利用(又は共有)可能なものとそうでないものがあります。詳細は高崎市の基準条例等でご確認ください。
29	特養	募集要項の介護老人福祉施設は、併設型短期入所生活介護と通所介護を一体的に行っても問題ないか。	併設する事業所を整備することは可能です。
30	特養	従来型の特養で、ベッド数は申請者の希望数でよいか。	事業の継続性等を考慮して、適切な計画とってください。

31	特養	従来型の特養で、トイレ数は10人に対して1ヶ所でよいか。	施設の規模や配置から、適切な計画としてください。
32	特定施設	短期入所生活介護事業所を特定施設に移行することは可能か。	施設基準及び人員基準を満たしていれば、特定施設に移行することは可能です。ただし、有料老人ホーム等の設置や、用途変更等に係る必要な手続きについては、事前に市の担当部署等と十分協議をしてください。
33	特定施設	既設のサービス付き高齢者向け住宅(以下:サ高住)について、サ高住の類型のまま公募申請は可能か。可能な場合、人員基準は特定施設のものと同様にサ高住のものを両方満たす必要があるか。	有料老人ホームに該当するサービスの提供を行っているサ高住であれば、公募申請は可能です。また、人員基準は特定施設のものと同様に有料老人ホームのものを両方満たす必要があります。
34	特定施設	既存の住宅型有料老人ホームを増築して、既存+新築で申請することは可能か。	一体的な整備計画であれば、一件の申請としていただいてもかまいません。
35	特定施設	サ高住の場合、「利用権」方式でも可能かどうか。その場合、敷金・家賃・共益費・管理費・水光熱費等の扱いは、どうなるのか。	「利用権」方式でも可能です。敷金・家賃等のほか、介護保険給付の対象とならない費用については、事業者が別に設定することができます。
36	特定施設	設備基準について (1)食堂兼機能訓練室は一人当たりの㎡数に基準はあるか。 (2)定員に応じて、浴室数に最低限の必要数はあるか。	(1)有料老人ホームを特定施設として整備する場合は、食堂について入居者一人当たり2平方メートル以上を確保してください。 (2)全ての入居者が利用できるよう、適当な規模及び数を設けてください。
37	特定施設	サービス付き高齢者向け住宅と有料老人ホームが同一敷地内にあるが、一体的に運営する特定施設として計画できるか。	施設種別が異なり、一体的な運営とは見なせないため、それぞれ別の特定施設として計画してください。
38	特定施設	市内に既存施設(特定施設入居者生活介護)を運営しているが、既存施設に増床での申請は可能か。	増床での提案も可能ですが、特定施設(有料老人ホーム等)としての増床の可否や手続きについてもご確認のうえ申請してください。
39	GH	介護施設部分と従業者居住部分とを併設することは可能か。	併設することは可能ですが、基準条例等による設備基準やその他法令に適合したものとなるよう確認してください。また、利用者の処遇への影響にも配慮してください。